

平成 30 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	承認第 1 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>安城市税条例の一部を改正する条例を専決処分の上公布し、及び施行したことの承認を求めるもの</p> <p>1 専決年月日 平成 29 年 12 月 28 日</p> <p>2 公布年月日 平成 29 年 12 月 28 日</p> <p>3 条例施行日 平成 30 年 1 月 1 日</p> <p>4 条例の改正内容 引用している地方税法施行規則の条項名の変更</p>
議 案 番 号	第 1 号議案
議 案 名	安城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>1 個人情報の定義の明確化 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） (2) 個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。）が含まれるもの</p> <p>2 要配慮個人情報の定義の新設 要配慮個人情報とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 4 項に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>(施行日) 平成 30 年 4 月 1 日</p>

内 容																	
議 案 番 号	第2号議案																
議 案 名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>職員定数の変更</p> <p>(施行日) 平成30年4月1日</p>																
議 案 番 号	第3号議案																
議 案 名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬月額を改定するもの</p> <p>議員報酬月額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>引上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>572,000 円</td> <td>576,000 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>529,000 円</td> <td>533,000 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>477,000 円</td> <td>480,000 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成30年4月1日</p>	区分	改正前	改正後	引上額	議長	572,000 円	576,000 円	4,000 円	副議長	529,000 円	533,000 円	4,000 円	議員	477,000 円	480,000 円	3,000 円
	区分	改正前	改正後	引上額													
議長	572,000 円	576,000 円	4,000 円														
副議長	529,000 円	533,000 円	4,000 円														
議員	477,000 円	480,000 円	3,000 円														

内 容																	
議案番号	第4号議案																
議案名	安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長及び副市長の給料月額を改定し、並びに当該答申に準じて、教育長の給料月額を改定するもの</p> <p>給料月額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>引上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>1,034,000円</td> <td>1,041,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>846,000円</td> <td>852,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>744,000円</td> <td>749,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成30年4月1日</p>	区分	改正前	改正後	引上額	市長	1,034,000円	1,041,000円	7,000円	副市長	846,000円	852,000円	6,000円	教育長	744,000円	749,000円	5,000円
	区分	改正前	改正後	引上額													
市長	1,034,000円	1,041,000円	7,000円														
副市長	846,000円	852,000円	6,000円														
教育長	744,000円	749,000円	5,000円														
議案番号	第5号議案																
議案名	安城市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>国家公務員の退職手当の改定に準じ、職員の退職手当を改定するもの</p> <p>職員の退職手当の基本額を計算するに当たり、乗ずることとされている割合（現行100分の87）を100分の83.7に改定し、退職手当の支給額の引き下げを行う。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>																

内 容	
議 案 番 号	第6号議案
議 案 名	安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について
摘 要	地方税法の改正に伴うもの
	1 法人市民税 法人税割の税率を100分の6.0とする（現行：100分の9.7）。
	2 軽自動車税としての環境性能割の創設
	(1) 課税客体 3輪以上の軽自動車
	(2) 納税義務者 3輪以上の軽自動車の取得者
	(3) 課税標準 ア 初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車 当該3輪以上の軽自動車を通常の取引の条件に従って自動車等の販売業者から取得するとした場合における当該3輪以上の軽自動車の販売価額に相当する金額 イ ア以外の3輪以上の軽自動車 当該3輪以上の軽自動車が初めて車両番号の指定を受けたときにおける（3）アに定める金額に、当該指定を受けた日の属する年の1月1日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じて得た額
	(4) 税率 ア 次に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（改正後の地方税法（以下「新法」という。）第446条第1項の規定の適用を受けるものを除く。） 100分の1（営業用：当分の間100分の0.5） (ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 iii エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。 (イ) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 iii エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。 イ ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックに限る。）であって、次のいずれにも該当するもの（新法第446条第1項及び（4）アの規定の適用を受けるものを除く。） 100分の2（営業用：当分の間100分の1） (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。 ウ 新法第446条第1項及び第2項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 100分の3（営業用及び自家用：当分の間100分の2）
	(5) 徴収方法 申告納付の方法

(6) 賦課徴収

当分の間、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う。

(7) 改正前の軽自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行うもの

(施行日)

平成31年10月1日

議案番号

第7号議案

議案名

安城市職員の降給に関する条例の制定について

地方公務員法に基づく職員の降給制度を設けるもの

1 降給の種類

降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

2 降格の事由

次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合

ア 職員の評価結果が基準以下である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師1名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

3 降号の事由

職員の評価結果が基準以下である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合

4 通知書の交付

任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

5 受診命令に従う義務

職員は、2（1）イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(施行日)

平成30年4月1日

摘要

内 容	
議 案 番 号	第 8 号議案
議 案 名	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市養護老人ホーム移譲先法人選考委員会の廃止に伴うもの</p> <p>附属機関を規定する表から安城市養護老人ホーム移譲先法人選考委員会を削る。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 9 号議案
議 案 名	安城市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>国民健康保険の県単位化に伴い、安定した国民健康保険事業の運営を継続するもの</p> <p>安城市国民健康保険支払準備基金を処分することができる事由を国民健康保険事業の運営に必要な財源に充てる場合に改める（現行：国民健康保険の保険給付費の財源に充てる場合）。</p> <p>(施行日) 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 0 号議案
議 案 名	安城市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>住所地特例に係る規定の整理を行うことに伴うもの</p> <p>現行定義の規定の中で設けている住所地特例に係る規定を定義の規定とは別に規定することで明確にするとともに、当該規定の内容を整理するもの</p> <p>(施行日) 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 1 1 号議案
議 案 名	安城市母子・父子家庭医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律の改正及び住所地特例に係る規定の整理を行うことに伴うもの</p> <p>1 6 5 歳以上の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「政令」という。）で定める程度の障害の状態にあるものは、受給資格の適用除外となるが、当該者が国民健康保険法の住所地特例の適用を受けるものが引き続き後期高齢者医療においても住所地特例（6 5 歳以上 7 5 歳未満の者が政令で定める程度の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受ける場合に限る。）の適用を受けるため、後期高齢者医療広域連合の認定申請を行っている場合は、当該者については当該認定を受けるまでの間は受給資格の適用除外としないものとする。</p> <p>2 現行受給資格者の規定の中で設けている住所地特例に係る規定を受給資格者の規定とは別に規定することで明確にするとともに、当該規定の内容を整理するもの</p> <p>(施行日) 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 2 号議案
議 案 名	安城市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定に基づき住所地特例の適用を受けて現住所地が他市区町村であっても安城市の被保険者となるものが後期高齢者医療制度に加入した場合において、現住所地の市区町村の加入する後期高齢者医療広域連合が安城市の加入する後期高齢者医療広域連合と異なるときは、当該者は安城市の加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となる住所地特例が高齢者の医療の確保に関する法律に設けられることから、当該住所地特例の適用を受ける者について保険料を徴収すべきものに加える。</p> <p>(施行日) 平成30年4月1日</p>
議 案 番 号	第 1 3 号議案
議 案 名	安城市後期高齢者福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>介護保険法の改正及び住所地特例に係る規定の整理を行うことに伴うもの</p> <p>1 引用している介護保険法の条項名の変更 第2条第1項第9号中「第5条の2」→「第5条の2第1項」</p> <p>2 現行受給資格者の規定の中で設けている住所地特例に係る規定を受給資格者の規定とは別に規定することで明確にするとともに、当該規定の内容を整理するもの</p> <p>(施行日) 平成30年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 4 号議案
議 案 名	安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>国民健康保険法の改正に伴うもの</p> <p>国民健康保険法の改正に伴い県に同様の組織が設置されることから混同を防ぐため第 2 条に規定する国民健康保険運営協議会の名称を安城市国民健康保険運営協議会に改めるもの</p> <p>(施行日) 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>

議 案 番 号	第 1 5 号議案
議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

摘 要	<p>地方税法の改正及び県の標準保険料率の算定に伴い、規定の整理、課税額の改定等を行うもの</p> <p>1 市の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとする地方税法の改正に伴い、規定の整理をするもの</p> <p>2 課税額の改定 (1) 基礎課税額の改定</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に 1 0 0 分の 4. 4 8 を乗じて算定</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に 1 0 0 分の 5. 4 4 を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>固定資産税額（土地及び家屋に係る部分）に 1 0 0 分の 1 4. 4 を乗じて算定</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者 1 人につき 2 4, 4 0 0 円</td> <td>被保険者 1 人につき 2 1, 6 7 0 円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td> 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2 1, 6 0 0 円 特定世帯 1 0, 8 0 0 円 特定継続世帯 1 6, 2 0 0 円 </td> <td> 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 5, 4 3 0 円 特定世帯 7, 7 1 5 円 特定継続世帯 1 1, 5 7 2 円 </td> </tr> </tbody> </table>		現 行	改正後	所得割	基礎控除後の総所得金額等に 1 0 0 分の 4. 4 8 を乗じて算定	基礎控除後の総所得金額等に 1 0 0 分の 5. 4 4 を乗じて算定	資産割	固定資産税額（土地及び家屋に係る部分）に 1 0 0 分の 1 4. 4 を乗じて算定	廃止	被保険者均等割	被保険者 1 人につき 2 4, 4 0 0 円	被保険者 1 人につき 2 1, 6 7 0 円	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2 1, 6 0 0 円 特定世帯 1 0, 8 0 0 円 特定継続世帯 1 6, 2 0 0 円	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 5, 4 3 0 円 特定世帯 7, 7 1 5 円 特定継続世帯 1 1, 5 7 2 円
	現 行	改正後														
所得割	基礎控除後の総所得金額等に 1 0 0 分の 4. 4 8 を乗じて算定	基礎控除後の総所得金額等に 1 0 0 分の 5. 4 4 を乗じて算定														
資産割	固定資産税額（土地及び家屋に係る部分）に 1 0 0 分の 1 4. 4 を乗じて算定	廃止														
被保険者均等割	被保険者 1 人につき 2 4, 4 0 0 円	被保険者 1 人につき 2 1, 6 7 0 円														
世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2 1, 6 0 0 円 特定世帯 1 0, 8 0 0 円 特定継続世帯 1 6, 2 0 0 円	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 5, 4 3 0 円 特定世帯 7, 7 1 5 円 特定継続世帯 1 1, 5 7 2 円														

(2) 後期高齢者支援金等課税額の改定

	現行		改正後
所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の1.12を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.23を乗じて算定
資産割	固定資産税額(土地及び家屋に係る部分)に100分の3.6を乗じて算定		廃止
被保険者均等割	被保険者1人につき6,100円	→	被保険者1人につき8,840円
世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,400円 特定世帯 2,700円 特定継続世帯 4,050円		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円 特定世帯 3,150円 特定継続世帯 4,725円

(3) 介護納付金課税額の改定

	現行		改正後
所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の1.7を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の1.88を乗じて算定
被保険者均等割	被保険者1人につき11,500円	→	被保険者1人につき9,810円
世帯別平等割額	1世帯につき5,500円		1世帯につき4,730円

3 納期に「第9期 翌年3月16日から同月31日まで」を新設するもの

4 課税額の改定に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る軽減額の改定を行うもの

(施行日)

平成30年4月1日

摘要

内 容																																											
議 案 番 号	第 1 6 号議案																																										
議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について																																										
摘 要	<p>介護保険法施行令の改正及び第 7 期安城市介護保険事業計画に基づく保険料率の設定に伴うもの</p> <p>1 第 1 号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額（以下「改正後の合計所得金額」という。）を用いることとする。</p> <p>2 保険料率の算定に関する基準の見直し及び第 1 号被保険者の保険料率の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正前 (平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで)</th> <th colspan="3">改正後 (平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>対 象 者</th> <th>保険料額 (年額)</th> <th>区分</th> <th>対 象 者</th> <th>保険料額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者（①老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者②生活保護受給者③市民税世帯非課税者で前年中の公的年金等の収入金額及び前年の現行の合計所得金額の合算額（以下「旧基準としての金額」という。）が 8 0 万円以下のもの）</td> <td>25,920 円 (基準額 ×0.45)</td> <td>(1)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者（①老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者②生活保護受給者③市民税世帯非課税者で前年中の公的年金等の収入金額及び前年の改正後の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額（以下「新基準としての金額」という。）の合計額が 8 0 万円以下のもの）</td> <td>25,392 円 (基準額 ×0.40)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で旧基準としての金額が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの）</td> <td>34,560 円 (基準額 ×0.60)</td> <td>(2)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で新基準としての金額が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの）</td> <td>38,088 円 (基準額 ×0.60)</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で(1)及び(2)に該当しないもの）</td> <td>37,440 円 (基準額 ×0.65)</td> <td>(3)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で(1)及び(2)に該当しないもの）</td> <td>41,262 円 (基準額 ×0.65)</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で旧基準としての金額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(3)までに該当しないもの)</td> <td>46,080 円 (基準額 ×0.80)</td> <td>(4)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で新基準としての金額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(3)までに該当しないもの)</td> <td>50,784 円 (基準額 ×0.80)</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者（市民税非課税者で(1)から(4)までに該当しないもの）</td> <td>57,600 円 (基準額 ×1.00)</td> <td>(5)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者（市民税非課税者で(1)から(4)までに該当しないもの）</td> <td>63,480 円 (基準額 ×1.00)</td> </tr> </tbody> </table>	改正前 (平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで)			改正後 (平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで)			区分	対 象 者	保険料額 (年額)	区分	対 象 者	保険料額 (年額)	(1)	令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者（①老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者②生活保護受給者③市民税世帯非課税者で前年中の公的年金等の収入金額及び前年の現行の合計所得金額の合算額（以下「旧基準としての金額」という。）が 8 0 万円以下のもの）	25,920 円 (基準額 ×0.45)	(1)	令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者（①老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者②生活保護受給者③市民税世帯非課税者で前年中の公的年金等の収入金額及び前年の改正後の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額（以下「新基準としての金額」という。）の合計額が 8 0 万円以下のもの）	25,392 円 (基準額 ×0.40)	(2)	令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で旧基準としての金額が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの）	34,560 円 (基準額 ×0.60)	(2)	令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で新基準としての金額が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの）	38,088 円 (基準額 ×0.60)	(3)	令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で(1)及び(2)に該当しないもの）	37,440 円 (基準額 ×0.65)	(3)	令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で(1)及び(2)に該当しないもの）	41,262 円 (基準額 ×0.65)	(4)	令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で旧基準としての金額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(3)までに該当しないもの)	46,080 円 (基準額 ×0.80)	(4)	令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で新基準としての金額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(3)までに該当しないもの)	50,784 円 (基準額 ×0.80)	(5)	令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者（市民税非課税者で(1)から(4)までに該当しないもの）	57,600 円 (基準額 ×1.00)	(5)	令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者（市民税非課税者で(1)から(4)までに該当しないもの）	63,480 円 (基準額 ×1.00)
	改正前 (平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで)			改正後 (平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで)																																							
	区分	対 象 者	保険料額 (年額)	区分	対 象 者	保険料額 (年額)																																					
	(1)	令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者（①老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者②生活保護受給者③市民税世帯非課税者で前年中の公的年金等の収入金額及び前年の現行の合計所得金額の合算額（以下「旧基準としての金額」という。）が 8 0 万円以下のもの）	25,920 円 (基準額 ×0.45)	(1)	令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者（①老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者②生活保護受給者③市民税世帯非課税者で前年中の公的年金等の収入金額及び前年の改正後の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額（以下「新基準としての金額」という。）の合計額が 8 0 万円以下のもの）	25,392 円 (基準額 ×0.40)																																					
	(2)	令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で旧基準としての金額が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの）	34,560 円 (基準額 ×0.60)	(2)	令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で新基準としての金額が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの）	38,088 円 (基準額 ×0.60)																																					
	(3)	令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で(1)及び(2)に該当しないもの）	37,440 円 (基準額 ×0.65)	(3)	令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者（市民税世帯非課税者で(1)及び(2)に該当しないもの）	41,262 円 (基準額 ×0.65)																																					
	(4)	令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で旧基準としての金額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(3)までに該当しないもの)	46,080 円 (基準額 ×0.80)	(4)	令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で新基準としての金額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(3)までに該当しないもの)	50,784 円 (基準額 ×0.80)																																					
(5)	令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者（市民税非課税者で(1)から(4)までに該当しないもの）	57,600 円 (基準額 ×1.00)	(5)	令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者（市民税非課税者で(1)から(4)までに該当しないもの）	63,480 円 (基準額 ×1.00)																																						

摘 要	(6)	現行の合計所得金額が125万円未満で(1)から(5)までに該当しない者	63,360円 (基準額 ×1.10)	(6)	改正後の合計所得金額が120万円未満で(1)から(5)までに該当しない者	73,002円 (基準額 ×1.15)	
	(7)	現行の合計所得金額が200万円未満で(1)から(6)までに該当しない者	72,000円 (基準額 ×1.25)	(7)	改正後の合計所得金額が200万円未満で(1)から(6)までに該当しない者	82,524円 (基準額 ×1.30)	
	(8)	現行の合計所得金額が300万円未満で(1)から(7)までに該当しない者	86,400円 (基準額 ×1.50)	(8)	改正後の合計所得金額が300万円未満で(1)から(7)までに該当しない者	95,220円 (基準額 ×1.50)	
	(9)	現行の合計所得金額が500万円未満で(1)から(8)までに該当しない者	92,160円 (基準額 ×1.60)	(9)	改正後の合計所得金額が400万円未満で(1)から(8)までに該当しない者	107,916円 (基準額 ×1.70)	
				(10)	改正後の合計所得金額が500万円未満で(1)から(9)までに該当しない者	120,612円 (基準額 ×1.90)	
	(10)	現行の合計所得金額が700万円未満で(1)から(9)までに該当しない者	97,920円 (基準額 ×1.70)	(11)	改正後の合計所得金額が700万円未満で(1)から(10)までに該当しない者	133,308円 (基準額 ×2.10)	
	(11)	現行の合計所得金額が900万円未満で(1)から(10)までに該当しない者	103,680円 (基準額 ×1.80)	(12)	改正後の合計所得金額が900万円未満で(1)から(11)までに該当しない者	146,004円 (基準額 ×2.30)	
	(12)	(1)から(11)までのいずれにも該当しない者	109,440円 (基準額 ×1.90)	(13)	改正後の合計所得金額が1,000万円未満で(1)から(12)までに該当しない者	152,352円 (基準額 ×2.40)	
				(14)	(1)から(13)までのいずれにも該当しない者	158,700円 (基準額 ×2.50)	
	(施行日) 平成30年4月1日						
	議案番号	第17号議案					
	議案名	秋葉いこいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について					
摘 要	秋葉いこいの広場を廃止するもの (施行日) 平成31年4月1日						

内 容																																			
議 案 番 号	第 1 8 号議案																																		
議 案 名	安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																		
摘 要	<p>特別職の職員で非常勤であるものの報酬の適正化を図るもの</p> <p>スポーツ推進委員の報酬（年額）「54,600円」→「65,000円」</p> <p>（施行日） 平成30年4月1日</p>																																		
議 案 番 号	第 1 9 号議案																																		
議 案 名	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について																																		
摘 要	<p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うもの</p> <p>非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を次のとおり改定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</th> <th>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</th> <th>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</th> <th>満60歳以上の父母及び祖父母</th> <th>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</th> <th>重度心身障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>加算額</td> <td>333円</td> <td>267円</td> <td colspan="3">217円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成29年度</td> <td>配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）</td> <td>—</td> <td>333円</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="3">300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成30年度以降</td> <td>217円</td> <td>333円</td> <td colspan="3">217円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（施行日） 平成30年4月1日</p>	区分	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者		加算額	333円	267円	217円			平成29年度	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	333円	—			配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	—	300円				平成30年度以降	217円	333円	217円		
区分	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者																													
	加算額	333円	267円	217円																															
平成29年度	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	333円	—																															
	配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	—	300円																															
	平成30年度以降	217円	333円	217円																															

内 容																																																																																																																																																																																																																			
議 案 番 号	第 2 0 号議案																																																																																																																																																																																																																		
議 案 名	安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																																																																																																																																																																																		
摘 要	中央公民館の改修に伴うもの																																																																																																																																																																																																																		
	中央公民館の施設及びその附属設備の見直し (1) 楽屋、会議室等の使用料の改定等 (単位 円)																																																																																																																																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">改正前</th> <th colspan="5">改正後</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 楽屋</td> <td>640</td> <td>830</td> <td>1,100</td> <td>2,260</td> <td>楽屋 1</td> <td>530</td> <td>690</td> <td>910</td> <td>1,880</td> </tr> <tr> <td>第 2 楽屋</td> <td>640</td> <td>830</td> <td>1,100</td> <td>2,260</td> <td>楽屋 2</td> <td>640</td> <td>830</td> <td>1,100</td> <td>2,260</td> </tr> <tr> <td>第 1 和室</td> <td>860</td> <td>1,110</td> <td>1,440</td> <td>3,120</td> <td>和室 2</td> <td>860</td> <td>1,110</td> <td>1,440</td> <td>3,120</td> </tr> <tr> <td>第 2 和室</td> <td>640</td> <td>830</td> <td>1,100</td> <td>2,260</td> <td>和室 1</td> <td>640</td> <td>830</td> <td>1,100</td> <td>2,260</td> </tr> <tr> <td>美術展示室</td> <td>1,180</td> <td>1,510</td> <td>1,940</td> <td>4,230</td> <td>展示室 1</td> <td>1,180</td> <td>1,510</td> <td>1,940</td> <td>4,230</td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>2,370</td> <td>3,020</td> <td>4,200</td> <td>8,850</td> <td>展示室 2</td> <td>2,370</td> <td>3,020</td> <td>4,200</td> <td>8,850</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1,080</td> <td>1,290</td> <td>1,770</td> <td>3,550</td> <td>廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 11 会議室</td> <td>430</td> <td>530</td> <td>750</td> <td>1,610</td> <td>101 会議室</td> <td>430</td> <td>530</td> <td>750</td> <td>1,610</td> </tr> <tr> <td>第 12 会議室</td> <td>750</td> <td>960</td> <td>1,180</td> <td>2,590</td> <td>102 会議室</td> <td>750</td> <td>960</td> <td>1,180</td> <td>2,590</td> </tr> <tr> <td>第 21 会議室</td> <td>1,510</td> <td>1,940</td> <td>2,370</td> <td>5,070</td> <td>202 会議室</td> <td>910</td> <td>1,120</td> <td>1,590</td> <td>3,420</td> </tr> <tr> <td>第 22 会議室</td> <td>860</td> <td>1,110</td> <td>1,440</td> <td>3,120</td> <td>201 会議室</td> <td>570</td> <td>700</td> <td>990</td> <td>2,140</td> </tr> <tr> <td>第 23 会議室</td> <td>640</td> <td>830</td> <td>1,100</td> <td>2,260</td> <td>廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 24 会議室</td> <td>1,180</td> <td>1,510</td> <td>1,940</td> <td>4,230</td> <td>廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>301 会議室</td> <td>570</td> <td>700</td> <td>990</td> <td>2,140</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>302 会議室</td> <td>910</td> <td>1,120</td> <td>1,590</td> <td>3,420</td> </tr> <tr> <td>第 31 会議室</td> <td>530</td> <td>640</td> <td>860</td> <td>1,830</td> <td>303 会議室</td> <td>530</td> <td>640</td> <td>860</td> <td>1,830</td> </tr> <tr> <td>第 32 会議室</td> <td>750</td> <td>960</td> <td>1,180</td> <td>2,590</td> <td>304 会議室</td> <td>750</td> <td>960</td> <td>1,180</td> <td>2,590</td> </tr> <tr> <td>文化室</td> <td>860</td> <td>1,110</td> <td>1,440</td> <td>3,120</td> <td>創作活動室</td> <td>860</td> <td>1,110</td> <td>1,440</td> <td>3,120</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,180</td> <td>1,510</td> <td>1,940</td> <td>4,230</td> <td>クッキンググループ</td> <td>1,180</td> <td>1,510</td> <td>1,940</td> <td>4,230</td> </tr> </tbody> </table>	改正前					改正後					区分	午前	午後	夜間	全日	区分	午前	午後	夜間	全日	第 1 楽屋	640	830	1,100	2,260	楽屋 1	530	690	910	1,880	第 2 楽屋	640	830	1,100	2,260	楽屋 2	640	830	1,100	2,260	第 1 和室	860	1,110	1,440	3,120	和室 2	860	1,110	1,440	3,120	第 2 和室	640	830	1,100	2,260	和室 1	640	830	1,100	2,260	美術展示室	1,180	1,510	1,940	4,230	展示室 1	1,180	1,510	1,940	4,230	展示室	2,370	3,020	4,200	8,850	展示室 2	2,370	3,020	4,200	8,850	視聴覚室	1,080	1,290	1,770	3,550	廃止					第 11 会議室	430	530	750	1,610	101 会議室	430	530	750	1,610	第 12 会議室	750	960	1,180	2,590	102 会議室	750	960	1,180	2,590	第 21 会議室	1,510	1,940	2,370	5,070	202 会議室	910	1,120	1,590	3,420	第 22 会議室	860	1,110	1,440	3,120	201 会議室	570	700	990	2,140	第 23 会議室	640	830	1,100	2,260	廃止					第 24 会議室	1,180	1,510	1,940	4,230	廃止					新設					301 会議室	570	700	990	2,140	新設					302 会議室	910	1,120	1,590	3,420	第 31 会議室	530	640	860	1,830	303 会議室	530	640	860	1,830	第 32 会議室	750	960	1,180	2,590	304 会議室	750	960	1,180	2,590	文化室	860	1,110	1,440	3,120	創作活動室	860	1,110	1,440	3,120	料理実習室	1,180	1,510	1,940	4,230	クッキンググループ	1,180	1,510	1,940	4,230
	改正前					改正後																																																																																																																																																																																																													
	区分	午前	午後	夜間	全日	区分	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																																																																									
	第 1 楽屋	640	830	1,100	2,260	楽屋 1	530	690	910	1,880																																																																																																																																																																																																									
	第 2 楽屋	640	830	1,100	2,260	楽屋 2	640	830	1,100	2,260																																																																																																																																																																																																									
	第 1 和室	860	1,110	1,440	3,120	和室 2	860	1,110	1,440	3,120																																																																																																																																																																																																									
	第 2 和室	640	830	1,100	2,260	和室 1	640	830	1,100	2,260																																																																																																																																																																																																									
	美術展示室	1,180	1,510	1,940	4,230	展示室 1	1,180	1,510	1,940	4,230																																																																																																																																																																																																									
	展示室	2,370	3,020	4,200	8,850	展示室 2	2,370	3,020	4,200	8,850																																																																																																																																																																																																									
	視聴覚室	1,080	1,290	1,770	3,550	廃止																																																																																																																																																																																																													
	第 11 会議室	430	530	750	1,610	101 会議室	430	530	750	1,610																																																																																																																																																																																																									
	第 12 会議室	750	960	1,180	2,590	102 会議室	750	960	1,180	2,590																																																																																																																																																																																																									
	第 21 会議室	1,510	1,940	2,370	5,070	202 会議室	910	1,120	1,590	3,420																																																																																																																																																																																																									
	第 22 会議室	860	1,110	1,440	3,120	201 会議室	570	700	990	2,140																																																																																																																																																																																																									
	第 23 会議室	640	830	1,100	2,260	廃止																																																																																																																																																																																																													
	第 24 会議室	1,180	1,510	1,940	4,230	廃止																																																																																																																																																																																																													
	新設					301 会議室	570	700	990	2,140																																																																																																																																																																																																									
	新設					302 会議室	910	1,120	1,590	3,420																																																																																																																																																																																																									
第 31 会議室	530	640	860	1,830	303 会議室	530	640	860	1,830																																																																																																																																																																																																										
第 32 会議室	750	960	1,180	2,590	304 会議室	750	960	1,180	2,590																																																																																																																																																																																																										
文化室	860	1,110	1,440	3,120	創作活動室	860	1,110	1,440	3,120																																																																																																																																																																																																										
料理実習室	1,180	1,510	1,940	4,230	クッキンググループ	1,180	1,510	1,940	4,230																																																																																																																																																																																																										
(2) プラネタリウム室使用料の新設 1時間につき7,000円																																																																																																																																																																																																																			
(3) プラネタリウム観覧料の改定																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正前</th> <th rowspan="2">→</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>個人</th> <th>団体</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1回につき</td> <td>50円</td> <td>40円</td> <td></td> <td>就学前子ども</td> <td rowspan="3">1人1回につき</td> <td>50円</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>小学生又は中学生</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大人</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> </tbody> </table>	改正前			→	改正後			単位	個人	団体	区分	単位	個人	団体	1人1回につき	50円	40円		就学前子ども	1人1回につき	50円	40円					小学生又は中学生	100円	80円					大人	300円	240円																																																																																																																																																																															
改正前			→		改正後																																																																																																																																																																																																														
単位	個人	団体		区分	単位	個人	団体																																																																																																																																																																																																												
1人1回につき	50円	40円		就学前子ども	1人1回につき	50円	40円																																																																																																																																																																																																												
				小学生又は中学生		100円	80円																																																																																																																																																																																																												
				大人		300円	240円																																																																																																																																																																																																												
※中学生以下は無料																																																																																																																																																																																																																			
(4) ホール舞台備品にピアノBを追加 1台利用区分1回につき5,000円																																																																																																																																																																																																																			
(施行日) 平成30年11月17日																																																																																																																																																																																																																			

内 容	
議 案 番 号	第 2 1 号議案
議 案 名	安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>体育施設の使用料を改定する上で必要となるもの</p> <p>別表第 3（その 2）の改正規定中「舞台装置」→「舞台設備」</p> <p>（施行日） 公布の日</p>
議 案 番 号	第 2 2 号議案
議 案 名	安城市中心市街地拠点施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
摘 要	<p>安城市中心市街地拠点施設整備基金の設置目的を果たしたことに伴うもの</p> <p>（施行日） 公布の日</p>

内 容																			
議 案 番 号	第 2 3 号 議 案																		
議 案 名	安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について																		
摘 要	西三河都市計画榎前工業団地西地区計画の決定に伴うもの 次に掲げるとおり、榎前工業団地西地区内における建築物の制限を設け、違反した者を20万円以下の罰金に処する。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>制限区分</th> <th>建築してはならない建築物</th> <th>容積率の最高限度</th> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>建築物の敷地面積の最低限度</th> <th>壁面の位置の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制限内容</td> <td>次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E）に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造又は消防法第2条第7項に規定する危険物の製造を営む工場 イ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの (3) 排水管理上必要な施設</td> <td>10分の20</td> <td>10分の6</td> <td>9,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）</td> <td>壁面から、区域界までの距離は10メートル以上、区域界以外の敷地境界線までの距離は5メートル以上でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>罰則</td> <td>上記制限に違反した建築物の建築主 建築基準法第87条第2項において準用する場合にあつては、上記制限に違反した建築物の所有者、管理者又は占有者</td> <td colspan="4">上記制限に違反した建築物の設計者又は工事施工者（この場合においてその違反が建築主又は築造主の故意による場合は、当該者を含む。） 建築物の建築後に、敷地を減少したことによって上記建築物の敷地面積の最低限度に違反した建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者</td> </tr> </tbody> </table>	制限区分	建築してはならない建築物	容積率の最高限度	建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	制限内容	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E）に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造又は消防法第2条第7項に規定する危険物の製造を営む工場 イ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの (3) 排水管理上必要な施設	10分の20	10分の6	9,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）	壁面から、区域界までの距離は10メートル以上、区域界以外の敷地境界線までの距離は5メートル以上でなければならない。	罰則	上記制限に違反した建築物の建築主 建築基準法第87条第2項において準用する場合にあつては、上記制限に違反した建築物の所有者、管理者又は占有者	上記制限に違反した建築物の設計者又は工事施工者（この場合においてその違反が建築主又は築造主の故意による場合は、当該者を含む。） 建築物の建築後に、敷地を減少したことによって上記建築物の敷地面積の最低限度に違反した建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者			
	制限区分	建築してはならない建築物	容積率の最高限度	建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限													
	制限内容	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E）に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造又は消防法第2条第7項に規定する危険物の製造を営む工場 イ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの (3) 排水管理上必要な施設	10分の20	10分の6	9,000平方メートル（排水管理上必要な施設を除く。）	壁面から、区域界までの距離は10メートル以上、区域界以外の敷地境界線までの距離は5メートル以上でなければならない。													
罰則	上記制限に違反した建築物の建築主 建築基準法第87条第2項において準用する場合にあつては、上記制限に違反した建築物の所有者、管理者又は占有者	上記制限に違反した建築物の設計者又は工事施工者（この場合においてその違反が建築主又は築造主の故意による場合は、当該者を含む。） 建築物の建築後に、敷地を減少したことによって上記建築物の敷地面積の最低限度に違反した建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者																	
<p>※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、建築物の制限に違反をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を科す。</p> <p>(施行日) 平成30年4月1日</p>																			

内 容	
議 案 番 号	第 2 4 号議案
議 案 名	安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>開発行為等の許可の要件のうち予定建築物の用途に係るもの（現行「同意基本計画において定められた指定集積業種（物流関連産業であるものを除く。）に属する事業の用に供する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと」）を「市内において集積を図るものとして市長が定める業種の用に供する工場又は研究所（これらに附属する建築物を含む。）で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと」に改めるもの</p> <p>（施行日） 平成30年4月1日</p>
議 案 番 号	第 2 5 号議案
議 案 名	西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>施行地区内の一部の土地に係る登記記録が変更されたことに伴うもの</p> <p>施行地区に含まれる地域の名称を改めるもの 「安城市御幸本町及び花ノ木町の各一部」→「安城市御幸本町の一部」</p> <p>（施行日） 公布の日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 2 6 号議案
議 案 名	安城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>都市公園法施行令の改正並びに柿田公園及び里緑地の公園施設の管理を指定管理者に行わせることに伴うもの</p> <p>1 都市計画法施行令の改正により、条例で定めることとされた運動施設の敷地面積の基準を100分の50とする。</p> <p>2 管理業務を指定管理者に行わせるものとする公園施設に柿田公園及び里緑地を加える。</p> <p>(施行日)</p> <p>1 平成30年4月1日</p> <p>2 平成31年4月1日</p>
議 案 番 号	第 2 7 号議案
議 案 名	安城市有料駐車場施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
摘 要	<p>安城市有料駐車場施設を整備する資金を積み立てるもの</p> <p>安城市有料駐車場施設整備基金の設置並びに当該基金の管理及び処分について規定するもの</p> <p>(施行日)</p> <p>公布の日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 28 号議案
議 案 名	平成 29 年度安城市一般会計補正予算（第 5 号）について
摘 要	
議 案 番 号	第 29 号議案 ～ 第 36 号議案
議 案 名	平成 29 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	国民健康保険事業（第 2 号） 土地取得（第 1 号） 有料駐車場事業（第 1 号） 下水道事業（第 4 号） 農業集落排水事業（第 1 号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 2 号） 介護保険事業（第 1 号） 後期高齢者医療（第 1 号） の 8 会計
議 案 番 号	第 37 号議案
議 案 名	平成 29 年度安城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
摘 要	

内 容	
議 案 番 号	第 3 8 号議案
議 案 名	平成 3 0 年度安城市一般会計予算について
摘 要	
議 案 番 号	第 3 9 号議案 ～ 第 4 6 号議案
議 案 名	平成 3 0 年度安城市特別会計予算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 農業集落排水事業 安 城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の 8 会計
議 案 番 号	第 4 7 号議案
議 案 名	平成 3 0 年度安城市水道事業会計予算について
摘 要	

内 容							
議 案 番 号	第 4 8 号議案						
議 案 名	工事請負契約の変更について						
摘 要	<p>平成 2 9 年第 2 回定例会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>調整池整備工事（末広町地区）</p> <table> <tr> <td>変更前金額</td> <td>321,840,000 円</td> </tr> <tr> <td>変更後金額</td> <td>315,087,840 円</td> </tr> <tr> <td>減 額</td> <td>6,752,160 円</td> </tr> </table>	変更前金額	321,840,000 円	変更後金額	315,087,840 円	減 額	6,752,160 円
変更前金額	321,840,000 円						
変更後金額	315,087,840 円						
減 額	6,752,160 円						
議 案 番 号	第 4 9 号議案						
議 案 名	西三河地方教育事務協議会規約の変更について						
摘 要	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>1 担任する事務に係る規定を整理するもの 「小学校および中学校の教科用図書の採択に関する事務」→「西三河教科用図書採択地区協議会の庶務に関する事務」</p> <p>2 その他所要の規定の整理を行うもの</p> <p>（施行日） 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>						

内 容									
議 案 番 号	第 5 0 号議案								
議 案 名	市道路線の廃止について								
摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>廃止 19 路線</p>								
議 案 番 号	第 5 1 号議案								
議 案 名	市道路線の認定について								
摘 要	<p>道路改良工事等に伴うもの</p> <p>認定 33 路線</p> <p>廃止及び認定後の市道 3,982 路線</p>								
議 案 番 号	第 5 2 号議案								
議 案 名	都市公園を設置すべき区域の決定について								
摘 要	<p>都市公園法第 33 条第 5 項の規定に基づくもの</p> <table border="1" data-bbox="252 1749 959 1832"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>区域</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(仮称) 本證寺史跡公園</td> <td>野寺町</td> <td>0.25ha</td> <td>拡張</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	区域	面積	備考	(仮称) 本證寺史跡公園	野寺町	0.25ha	拡張
公園名	区域	面積	備考						
(仮称) 本證寺史跡公園	野寺町	0.25ha	拡張						

内 容	
議 案 番 号	報告第1号
議 案 名	専決処分について
摘 要	施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解
	1 平成29年10月17日発生の事故
	(1) 損害賠償額 335,470円
	(2) 事故内容
	ア 発生場所 安城市安城町地内
	イ 経 過 上記地内の市道において、油が道路のくぼみに溜まり、そのしぶきが当該くぼみ付近の駐車場に駐車してあった相手方車両にかかったもの
	(3) 相手方の損害の程度 車体前部の汚損
	(4) 過失割合 安城市100% 相手方0%
	(5) 専決年月日 平成29年12月22日専決
	2 平成29年10月17日発生の事故
	(1) 損害賠償額 372,827円
	(2) 事故内容
	ア 発生場所 安城市安城町地内
	イ 経 過 上記地内の市道において、油が道路のくぼみに溜まり、そのしぶきが当該くぼみ付近の駐車場に駐車してあった相手方車両にかかったもの
(3) 相手方の損害の程度 車体前部の汚損	
(4) 過失割合 安城市100% 相手方0%	
(5) 専決年月日 平成29年12月22日専決	

内 容	
議 案 番 号	報告第2号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 平成29年9月27日発生の事故</p> <p>(1) 損害賠償額 48,060円</p> <p>(2) 事故内容</p> <p>ア 発生時刻 午前11時30分ごろ</p> <p>イ 発生場所 安城市二本木町地内</p> <p>ウ 経 過 上記地内の市道において、対向車両が通行できるよう路肩に寄せて停車しようとした公用車が、相手方の所有するフェンスに接触したもの</p> <p>(3) 相手方の損害の程度 フェンスの損傷</p> <p>(4) 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>(5) 専決年月日 平成30年2月8日</p> <p>2 平成29年12月6日発生の事故</p> <p>(1) 損害賠償額 318,591円</p> <p>(2) 事故内容</p> <p>ア 発生時刻 午後3時40分ごろ</p> <p>イ 発生場所 豊田市大林町地内</p> <p>ウ 経 過 上記地内の県道において、公用車が信号待ちで停車中の相手方車両に追突したもの</p> <p>(3) 相手方の損害の程度 車体後部の損傷</p> <p>(4) 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>(5) 専決年月日 平成30年2月9日</p>

内 容	
議案番号	報告第3号
議案名	専決処分について
摘 要	<p>施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 372,600円</p> <p>2 事故内容 (1) 発生日時 平成30年1月25日 午後1時40分ごろ (2) 発生場所 安城市御幸本町地内 (3) 経 過 上記地内の安城駅西駐車場において、一部のスプリンクラー設備が、凍結による破損のため誤作動を起こし当該駐車場に駐車していた相手方車両に錆が混じった消火液を放射した もの</p> <p>3 相手方の損害の程度 車体左側面の汚損</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 平成30年3月14日</p>
議案番号	報告第4号
議案名	専決処分について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 189,000円</p> <p>2 事故内容 (1) 発生日時 平成29年10月10日 午前11時15分ごろ (2) 発生場所 安城市箕輪町地内 (3) 経 過 上記地内の市道において、公用車が駐車場から当該市道に進入しようとしたところ、当該市道を走行中の相手方車両に接触した もの</p> <p>3 相手方の損害の程度 車体左前部の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市90% 相手方10%</p> <p>5 専決年月日 平成30年3月15日</p>

内 容	
議 案 番 号	同意第1号
議 案 名	監査委員の選任について
摘 要	<p>識見を有する者のうちから選任した委員 中村誠一の任期満了（平成30年5月11日）に伴う後任の選任</p> <p>監査委員 識見を有する者のうちから選任される者 任期 4年 定数 1人 要件 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者</p> <p>議員のうちから選任される者 任期 議員の任期 定数 1人</p>
議 案 番 号	同意第2号
議 案 名	固定資産評価審査委員会委員の選任について
摘 要	<p>委員 山口修の任期満了（平成30年5月10日）に伴う後任の選任</p> <p>固定資産評価審査委員会委員 任期 3年 定数 3人 要件 当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者</p>
議 案 番 号	同意第3号
議 案 名	教育委員会教育長の任命について
摘 要	<p>教育委員会教育長の任命について議会の同意を求めるもの</p> <p>教育委員会教育長 任期 3年 定数 1人 要件 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもの</p>